

【 通 所 介 護 重 要 事 項 説 明 書 】

＜令和 8 年 2 月 1 日現在＞

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所の種類	地域密着型通所介護
事業所名	ログハウス
定員	18名
所在地	北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号
管理者の氏名	田志 陽子
電話番号	093-612-1515
FAX番号	093-612-1644
介護保険指定番号	4090701014
サービス提供地域	八幡西区
営業日	平日、土曜日、祝日
営業時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時30分～16時30分
営業しない日	日曜日、12月31日～1月3日、8月13日～8月15日

(2) 事業所の職員体制

		常勤	非常勤	合計	
管理者		(1名)		1名	従業員及び業務の管理
生活相談員	社会福祉主事・介護福祉士など	(2名)		2名	利用者や家族からの相談、介護計画の取りまとめ
看護職員	看護師、准看護師		(2名)	2名	医療及び介護全般の援助
機能訓練指導員	理学療法士など	1名	(1名)	2名	日常生活に必要な機能の訓練を行う
介護職員	介護福祉士など	(1名)	2名(2名)	5名	介護全般の援助
合計		1名 (4名)	3名 (5名)		()は兼務

2. 会社概要

代表者名	後藤 大輔
所在地・連絡先	住所 北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号
	電話番号 093-612-1515
	FAX 093-612-1644

3. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

株式会社ゴトウ 昭和 62 年 5 月 1 日設立。

地域密着型通所介護 ログハウス 令和 5 年 2 月 1 日開設。

老人福祉法、社会福祉法、介護保険法に基づき居宅において身体上または精神上の障害があるために、日常生活を営むのに支障がある利用者に対し、適切な通所介護を提供し(これに伴う介護を含む)、介護方法の指導等の厚生省令で定める便宜を提供し、ならびに機能訓練を行い、心身の機能回復や健康維持を図り、生きがいを感じることができるような個性豊かな事業所作りを目指します。

(2) 運営方針

本事業のサービスの提供にあたっては、地域密着型通所介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るために必要な援助を行う。又、地域の関連機関とも連携を図り可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者の立場に立った必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行う。又、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(3) 通所介護事業の内容

提供するサービス内容は次の通りとします。

- 1 入浴、排泄、食事の介助、養護等その他の生活全般にわたる援助
- 2 日常生活に必要な機能訓練
- 3 必要なレクリエーション、趣味活動、社会参加訓練
- 4 相談援助等の生活指導

4. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援事業者などへ連絡をします。

5. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者(市町村)に連絡すると共に、必要な措置を講じます。又、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。尚、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償致します。

6. 秘密保持及び個人情報の使用

ご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。また、従業員が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業員でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。但し、サービス担当者会議等において、ご利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を介護支援専門員や他のサービス担当者と共有するために、必要な情報については一定の条件の下で利用させて頂くことがあります。

7. 相談窓口・苦情対応

サービスに関するご相談・ご不満がございましたら、ご遠慮なく相談窓口担当者までお申し付けください。

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご利用相談室	窓口担当者	田志 陽子
	ご利用時間	平日・土曜・祝日 午前 8 時～午後 5 時
	ご利用方法	電話 093-612-1515 面接 北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号

次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

公的機関の相談窓口

八幡西区	保険福祉課介護保険担当	093-642-1441
福岡県国民健康保険団体連合介護保険相談窓口		092-642-7859

8. 提供するサービスの第三者評価

・実施なし

9. 利用者負担金

(1) 介護保険の適応がある場合は、ご自身の負担割合が記載されている「介護保険負担割合証」に基づいた利用者負担金をお支払いいただきます。但し、介護保険の適応が無い場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となります。また、このほかにも保険者が定める給付制限などに基づいてお支払いいただく場合もございます。

(2) 交通費

1の(1)の提供できるサービスの地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方でご依頼があった場合は、往復で300円必要になります。

(3) 娯楽教養費

必要とされる費用は、全額ご負担いただきます。

(4) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。また、再発行については、数量に関わらず一律300円(税抜)の手数料とし、郵送または持参にてお届けいたします。尚、ご来社してお受け取りされる場合は無料となります。

(5) 支払方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に請求し、利用者は、翌月末日までに次のいずれかの方法により支払います。

☐ 自動口座引き落とし ☐ 現金払い ☐ 金融機関振込(※手数料は利用者負担)

10. キャンセル料

お客様のご都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料650円を頂きます。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

11. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年2回利用者及び職員等の訓練を行ないます。

12. 虐待防止のための措置

虐待又はセルフ・ネグレクト等に準ずる事案を発見した場合、必要な措置(市町村への報告等)を講じると共に、調査等への協力を行います。また、虐待防止のための指針の整備を行い、法人内に虐待防止委員会を設置し、必要に応じて会議開催や諸事項を検討し関係スタッフに周知致します。新規雇い入れ時には年に2回研修を実施します。

13. 感染症対策のための措置

感染症の予防及び発生時における蔓延防止の取り組みについて指針を定め、6か月に1回以上及び感染症流行時に委員会を開催し予防対策を検討します。研修は年に1回以上及び新規雇い入れ時、訓練は年に1回以上実施します。

14. 業務継続計画(BCP)のための措置

新型コロナウイルス等の感染症や地震、風水害、土砂災害等が発生した場合において、利用者が継続してサービスなどの提供を受けられるように、業務継続が困難となった場合においても、その非常時の態勢で早期の業務再開を図るために、その方針、体制、手順を定めた計画を策定し、研修を年に1回及び新規雇い入れ時又は発生を想定した訓練を年に1回以上実施します。

12. その他

ア 館内禁煙となっておりますので、所定の場所にて喫煙されますようお願いいたします。

イ 感染症等の疾患によりサービスをお断りする場合もございます。

ウ サービス従業員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしません。

エ サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。